

豊川市監査公表第23号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年5月26日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	野	本逸郎

別紙

監査結果に基づく措置通知書（消防本部予防課）

監査実施期間 平成26年2月 4日から

豊川市監査公表第21号分

平成26年3月19日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 危険物取扱いに係る許可等の手数料の収納事務を、出納員以外の3人の職員が取扱っているため、責任の所在を明確にするため、その事務を取扱う全ての職員を分任出納員に任命するとともに、個別の分任出納員印の配備について検討されたい。</p>	<p>1 平成26年4月より、危険物取扱いに係る許可等の手数料収納事務の取扱者3名を分任出納員に任命した。</p> <p>また、個別の分任出納員印の配備については、1個配備するとともに分任出納員が使用する際には、必ずその使用者の個人の認印を併せて押印することにより責任の所在を明確にした。</p>

(注) 上表の措置状況は、平成26年5月2日現在のものである。